

5 北海道のサイクルツーリズム推進方針について

北海道におけるサイクルツーリズムを推進するため、北海道開発局と道では、平成30年度に北海道サイクルツーリズム推進連携会議を設立し、目指す姿や具体的な取組方法、役割分担等を示す共通の指針として「北海道のサイクルツーリズム推進方針」を定め、本方針に基づき、国の自転車活用推進計画に示される「モデルルート」となる、サイクルルートの整備に取り組んでいます。

1. 「サイクルルート」の考え方（基本コンセプト）

ルートは、市町村を跨ぐような骨格となるサイクルルートで、空港や駅、大都市と目的地を結び、安全・安心に移動できる基幹的な路線とし、地域の関係者が連携して高い水準の走行環境、受入環境、情報発信等のサービスを提供するものとする。

起終点は、主要交通結節点（空港、駅、フェリー港、バスターミナル等）とし、通過地は、魅力を有するエリア（国立/国定公園、ジオパーク、世界遺産、日本遺産、北海道遺産、景勝地等）を有し、複数の市町村を通過していること。

なお、上記のルート（以下「基幹ルート」という。）から離れているビューポイントなど、隠れた地域資産を楽しめる、比較的短距離のルートを「地域ルート」として、基幹ルートと一体となって、取り組むことができる。

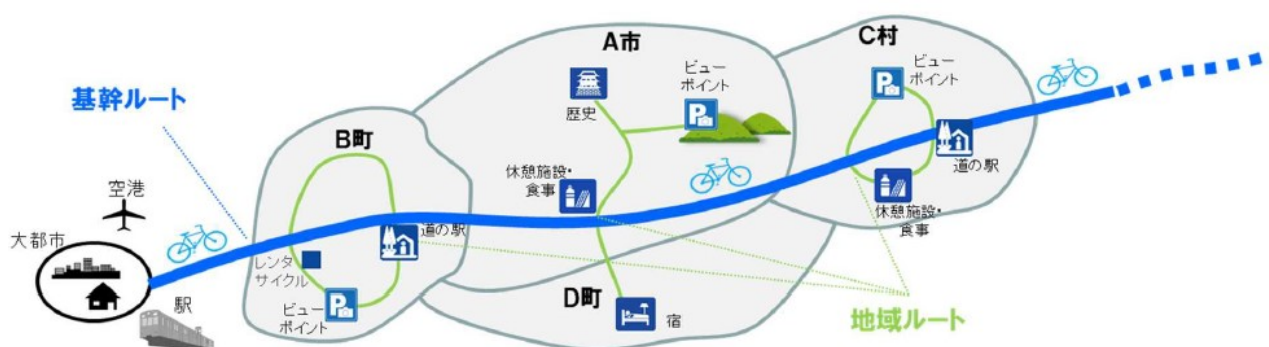


図1 サイクルルートのイメージ図

1-1. 受入環境

サイクリストの快適で安全な利用をサポートするために、各ルートの起終点となる主要交通結節点（前述）には、わかりやすいルート案内（ルートの案内看板の掲示やサイクリングマップの配布等）を行う。

また、サイクルラック、トイレ、給水所、休憩スペースが備えられている休憩施設を一定の間隔で設置する。

1-2. 走行環境

サイクリストがセルフガイドで迷わず安心して走行できるよう、右左折で分岐する交差点や単路部などの全線で統一されたルート案内を行う。

また、サイクリストが安全かつ安心して走行できるよう、主要な交差点や急カーブの手前、トンネルの手前で、路面表示（矢羽根）等による安全対策を行う。

1-3. 情報発信

ルートの魅力や休憩施設等の情報をサイクリストへ提供するとともに、サイクリストから各ルートの評価・意見を投稿可能なコミュニケーションサイトを開設する。

2. 推進体制

北海道内においてサイクルツーリズムを提供する活動団体で構成する「ルート協議会」および観光・自転車等のサイクルツーリズムを所管する公共機関、道路・河川敷等の走行空間の管理者、観光等の民間事業者団体で構成する「連携協議会」を設置し、両者の連携・協働により本方針に基づく取組を持続的に推進する。

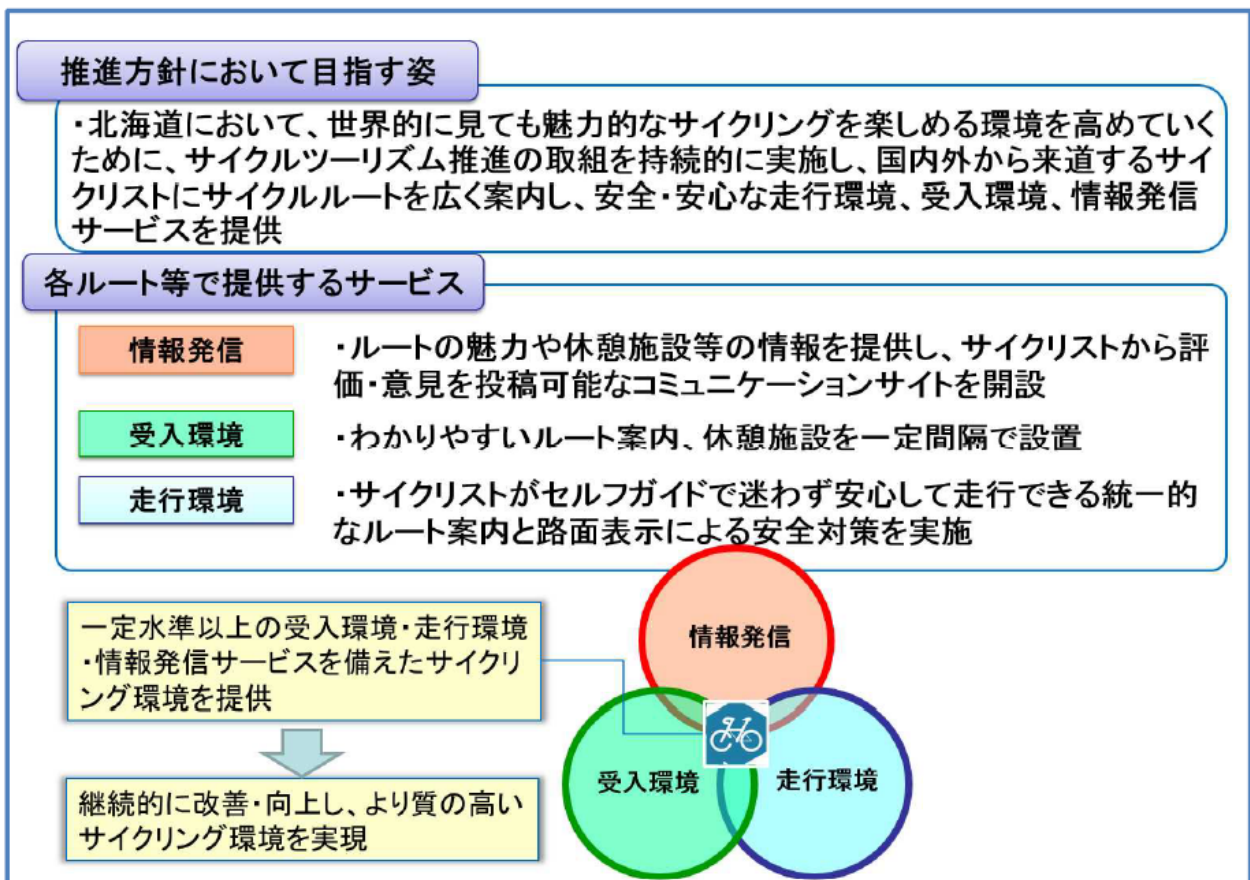


図2 サイクルルート考え方（基本コンセプト）